

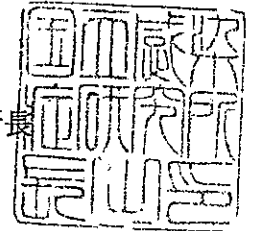


感染研検第 3 2 0 号

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

各都道府県知事 殿


国立感染症研究所長



「検定合格証紙取扱要領等について」の廃止について

標記については、昭和 6 1 年 5 月 2 6 日予研総発第 1 5 5 号により取り扱われているところですが、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 9 号。以下「改正政令」という。）については平成 2 5 年 1 月 3 0 日に、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年厚生労働省令第 7 8 号）については平成 2 5 年 6 月 1 1 日に公布され、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行することとされたことに伴い、今般、同通知を廃止することとし、平成 2 5 年 7 月 1 日より適用することとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、改正政令附則第 2 条の規定により、従前の例により申請された検定における取り扱いについては、なお従前の例によることとします。

収	契
平	25.6.13
薬第	号
	大阪府